

平成 27 年 11 月 25 日

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

委員長 松原 康雄 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長	鎌倉 克英
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長	柏木 一恵
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長	早坂 由美子
一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟 会長	二木 立
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 会長	長谷川 匡俊
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会 会長	伊東 秀幸
一般社団法人日本社会福祉学会 会長	岩田 正美

**「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案」  
についての要望**

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

平成 27 年 11 月 18 日に開催された「第 2 回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案」が示されました。本報告は、今後の子ども家庭福祉に関する総合的な方向性を示したものとして極めて重要であると認識しております。

平成 26 年 8 月 29 日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」にも、児童相談所の相談機能強化及び社会的養護施設の体制整備に関する方針が示されておりますが、児童虐待をはじめ、子どもの問題の背景には、貧困や社会関係の困難等、社会福祉一般に共通する現代の福祉課題があり、子ども家庭福祉を担う専門職には、それらの課題を解決する力量や見通す力量が必要であり、それらを踏まえた専門職養成や人材の確保を検討する必要があります。

私たちは、ソーシャルワーク分野に関わる団体として、本報告骨子案に係る以下の点について要望いたします。

**1. 「国家資格化」について**

骨子案「2-(2) 子ども家庭福祉を担う専門職の資格化」において、「専門職を国家資格として創設する」とあるが、児童相談所の基幹職員（スーパーバイザー）等について、児童相談所における現状と課題からその可能性に

については認識しつつも、現時点においては拙速に新たな国家資格の創設を検討するのではなく、当該職員の専門性を高めるための配置基準等を明確にしたうえでの任用要件としていただきたい。

また、その際は以下の理由から社会福祉士及び精神保健福祉士を基礎要件としていただきたい。

### 【理由】

- 私たちは、本委員会の前身となる「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」（以下、「前委員会」という。）が本年8月に取りまとめた報告書に対し、委員長宛、別添のとおり提案書を提出した。
- 現在の児童福祉司の任用において、専門資格（国家資格）有資格をもつて要件を満たすものは社会福祉士、精神保健福祉士及び医師となっている。
- とりわけ、社会福祉士については、養成カリキュラムに科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」をはじめ、児童・家庭を取り巻く諸課題に対応するために必要となる制度や、「相談援助の基盤と専門職」や「相談援助の理論と方法」、「相談援助実習・演習」などのソーシャルワークの知識と技術を体系的かつ実践的に習得するための科目群で養成が行われている。にもかかわらず、児童相談所児童福祉司の社会福祉士有資格者の割合が29.5%（平成27年4月1日現在）と低く、既存の国家資格を十分に活用されているとは言えない状況である。
- 児童虐待をはじめ、子どもの問題の背景には、貧困や社会関係の困難等、社会福祉一般に共通する現代の福祉課題があり、子ども家庭福祉を担う専門職には、それらの課題を解決する力量や見通す力量が必要である。
- 従って、児童相談所職員の専門性の向上は、社会福祉士や精神保健福祉士（既存の国家資格）の配置基準等を明確にしたうえで、専門性強化のための研修を拡充することなどで十分に図られるものであり、現時点において新たな国家資格を拙速に創設する必然性はないと思われる。

### 2. 基幹職員（スーパーバイザー）の資格について

- 児童相談所のスーパーバイザーは、児童福祉司及びその他相談担当職員に対して専門的見地から教育・訓練・指導を行う職である。前委員会報告書では、児童福祉司の専門性の向上を担保するためには「ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要」と報告している。児童相談所の業務と児童福祉司及びその他の相談担当職員に求められる専門性は、ソーシャルワークに関する知識及び技術を基盤とするべきで

あり、基幹職員（スーパーバイザー）の基礎資格は「社会福祉士及び精神保健福祉士のみ」としていただきたい。

- 実務経験の範囲については、「相談援助」に係る業務に限ることを明示していただきたい。
- 社会福祉士及び精神保健福祉士の関係団体で実施している認定社会福祉士制度の活用について検討を行うことを本報告書に明記していただきたい。

### 3. 児童福祉司の任用要件について

- 本報告骨子案では、児童福祉司の任用要件として「社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司養成校卒業者を基本」とされているが、児童福祉司には児童虐待をはじめ、子どもの問題の背景にある貧困や社会関係の困難等、社会福祉一般に共通する現代の福祉課題があり、それらの課題を解決する力量や見通す力量が必要である。
- 従って、それらの知識・技術の習得に必要となる体系的な教育内容で養成が行われている社会福祉士及び精神保健福祉士の積極的な活用について、関係自治体の長に対して技術的助言をお願いしたい。

以上

### ＜本件お問合せ＞

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会  
事務局（担当：小森）  
〒108-0075 東京都港区港南四丁目七番八号  
都漁連水産会館6階  
電話：03-5495-7242  
E-mail： office@jascsw.jp



## 別添

2015年9月17日

### 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

委員長 松原 康雄 様

公益社団法人日本社会福祉士会	会長	鎌倉 克英
公益社団法人日本精神保健福祉士協会	会長	柏木 一恵
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会	会長	長谷川匡俊
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会	会長	伊東 秀幸
一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟	会長	二木 立
一般社団法人日本社会福祉学会	会長	岩田 正美

### 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書」に関する 提案及び依頼

貴職におかれましては、児童虐待防止施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、2015年8月28日付け「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書」が公表されました。私たち、社会福祉士及び精神保健福祉士関係5団体及びソーシャルワーカー研究者が多数所属する日本社会福祉学会は、本報告書の、とりわけ児童相談所が専門的な支援を確実に行えるための体制強化（報告書3-(4)-①：pp13-15）について、下記及び別紙のとおり提案いたしますので、今後の専門委員会における検討に付していただけますよう、お願ひいたします。

なお、下記4点及び付随する論点と意見の詳細につきましては別紙のとおりです。

#### 記

##### ■3-(4)-①-イ：「児童相談所職員の専門性の確保のための専門研修を充実」について

児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の専門性確保に向けた専門研修体系構築のため、私たちは相応の貢献ができるものと認識しており、積極的に協力していく所存ですので、専門委員会におかれましても、私たちが保有する資源の積極的な活用を検討してください。

##### ■3-(4)-①-ウ：「児童福祉司の国家資格化」について

新たな資格を検討するのではなく、（または検討する前に）すでにソーシャルワーカーに着目した厚生労働省所管の国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士の登録者が約26万人おりますので、これら国家資格の積極的活用を前提とした検討を提案します。

##### ■3-(4)-①-ウ：「資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策」について

いわゆる三科目主事（社会福祉主事指定科目のうち3科目を修めて大学を卒業すればよい）については、対人援助職に必要となる体系的な教育を経ない任用ルートです。については、児童福祉司の任用にあたっては、社会福祉士養成施設ルート等（通信課程の活用など）を活用することにより、現在の児童福祉司に社会福祉士や精神保健福祉士を取得させて、将来的にはこのルートを廃止する必要があると認識しています。

##### ■「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」及びWGへの参加について

社会福祉士・精神保健福祉士関係の立場から専門委員会委員として参加できるよう、お取り計らいください。

## 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書」に関する 論点と提案及び依頼の詳細

### ①－イ：「児童相談所職員の専門性の確保のための専門研修を充実」について

虐待相談件数の急増と困難事例の増加に伴い、児童福祉司にはより高度な専門性が求められていると認識しております。専門研修を充実する方策として、

- 日本社会福祉士養成校協会並びに日本精神保健福祉士養成校協会は全国 285 校の大学等が会員となって組織される一般社団法人であり、各会員校には児童家庭福祉分野を専門とする教育者・研究者が所属しており、これらの教育者・研究者は、我が国の児童・家庭を対象とした支援や児童家庭福祉制度に精通していますので、専門研修を全国で実施する場合の講師等の人材紹介や実施にかかる会場設備の提供が可能です。

#### 【別添資料 1】

- 日本社会福祉士会及び日本精神保健福祉士協会は、すべての都道府県に組織があり、児童・家庭分野に関する専門研修を実施しています。また、社会福祉士有資格者が一定の実務経験を経て、研修の単位を取得していく『認定社会福祉士制度』を 2012 年から開始し、認定分野に『児童・家庭分野』を設けて研修を実施しています。児童福祉司の専門研修においてこれらのプログラムをベースとした研修体系の構築と研修機会の提供が可能です。【別添資料 2】

児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の専門性確保に向けた専門研修体系構築のため、私たちは相応の貢献ができるものと認識しており、積極的に協力していく所存ですので、専門委員会におかれましても、私たちが保有する資源の積極的な活用を検討してください。

### ①－ウ：「児童福祉司の国家資格化」について

児童福祉司の専門性の向上を担保する必要性については、私たちも同様に認識しています。また、児童福祉司を「ソーシャルワークに着目した国家資格有資格者」とすることには賛同いたしますが、新たな資格を検討するのではなく、（または検討する前に）すでにソーシャルワークに着目した厚生労働省所管の国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士の登録者が約 26 万人おりますので、これら国家資格の積極的活用を前提とした検討を提案します。

論点は次の通りです。

- 社会福祉士養成教育のカリキュラムでは、指定科目に「児童・家庭を対象とした支援と児童家庭福祉制度」を必須科目に位置づけて養成が行わ

れており、その教育内容については【別添資料3－1】のとおり、児童・家庭を取り巻く社会情勢の理解や、児童福祉法、児童虐待防止法をはじめとする児童・家庭に対する支援に必要な法制度や支援体制・支援方法についての理解を求めています。また、児童相談所は社会福祉士・精神保健福祉士養成にかかる実習指定施設として厚生労働省告示で定め、資格取得者が児童相談所等において専門性を担保しつつ業務遂行ができるようすることを想定して教育が行われています。

○ また、【別添資料3－2】のとおり社会福祉士資格を取得する養成ルートとして、福祉系大学や指定養成施設ルートとは別に、現任の児童福祉司等いわゆる司職の経験が4年以上で社会福祉士短期養成施設（主に通信で最短9ヶ月の課程）を修了すれば、社会福祉士の国家試験受験資格が得られことになっています。これは、平成19年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正された際、行政機関の児童福祉司をはじめとする司職の経験が5年以上であれば受験資格が得られたものを、専門性を向上する必要性から養成ルートが見直されたことによるものです。

○ 現在の児童福祉司の任用要件を満たすために必要なルートは、【別添資料4】のルートがありますが、このうち、ソーシャルワークに着目した国家資格をベースとするルートは、専門資格ルートのうち社会福祉士と精神保健福祉士のルートのみとなります。

ただし、児童福祉司における社会福祉士有資格者は23.6%（平成24年）であり、その比率は依然として低く、ソーシャルワーク有資格者は4分の一以下の現状です。

○ また、上述したとおり、『認定社会福祉士制度』では、認定分野に『児童・家庭分野』設けています。児童福祉司の専門性の向上を促す観点からも、将来的には認定社会福祉士制度を活用することが可能です。

以上の論点から、児童福祉司の専門性の向上を図るために「児童福祉司を国家資格化」については、すでにあるソーシャルワークに着目した国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士国家資格の活用を前提に、児童福祉司の専門性向上に向けた検討を行うことを提案いたします。

#### ①－ウ：「資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策」について

○ これは、児童福祉司の任用要件とも関連しますが、児童福祉司を「ソーシャルワークに着目した」人材にするためには、現行の任用要件のうち、とりわけ、いわゆる三科目主事（社会福祉主事指定科目のうち3科目を修めて大学を卒業すればよい）については、対人援助職に必要となる体系的

な教育を経ない任用ルートです。については、児童福祉司の任用にあたっては、社会福祉士養成施設ルート等（通信課程の活用など）を活用することにより、現在の児童福祉司に社会福祉士や精神保健福祉士を取得させて、将来的にはこのルートを廃止する必要があると認識しています。

- また、任用要件のうち保健師等関連資格等ルートにおいても、実務経験とともに、例えば社会福祉士養成課程のうち最低限必要となるソーシャルワークに関する教育課程の修了を付加し、将来的には社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得につながるルート設定が必要であると考えます。

## ■最後に

私たち社会福祉士及び精神保健福祉士関連 5 団体並びに日本社会福祉学会は、昨今の子どもを取り巻く社会情勢、子どもの貧困や、虐待の実態、通告件数の急激な増加等により児童相談所に過大な負担がかかり、児童・家庭に対する支援が限界になりつつある状況などを憂慮し、都道府県等の協力を得ながら手厚い人的配置を進めていく必要があると認識しております。

私たちソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の視点から子ども家庭福祉のあり方の検討に加わることは、子どもの最善の利益を保障する観点からも重要であるとともに、私たちもよりよいソーシャルワーク専門職の養成に尽力し、養成団体と専門職団体が一体となって社会福祉士・精神保健福祉士の専門性向上のために全力を尽くす所存です。

ぜひ、専門委員会における建設的かつ効果的な検討がなされることを期待いたします。

以上

## ＜本件お問合せ＞

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会  
事務局（担当：小森）  
〒108-0075 東京都港区港南四丁目七番八号  
都漁連水産会館 6 階  
電話：03-5495-7242  
E-mail： office@jascsw.jp



# 認定社会福祉士

社会福祉士資格の取得から、認定社会福祉士、認定上級社会福祉士へのステップへキャリア形成と養成体系～

## ○ 認定社会福祉制度における実践力養成の3つの柱

1. 実務経験目標  
実務において経験すべき事項を明示し、実務経験を標準化することで実践力を向上させる

2. スーパーバイジョン  
①定期的なスーパーバイジョンを受け、実践力を育成する（認定社会福祉士）。

- ②スーパーバイジナーに対してスーパー・バイジョンを行い、指導力・説明力を向上させる（認定上級社会福祉士）。

3. 研修  
①養成課程では学んでいない専門的な知識等を修得する（認定社会福祉士）

- ②実践課題に応じた知識の習得と実践研究等を通じ、専門的知識の統合・運用を可能にする（認定上級社会福祉士）

## ○ 認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の認定を受けるには？

認定社会福祉士の認定申請のためには次の要件を満たす必要があります。また、認定上級社会福祉士の認定を受けるためには認定社会福祉士であるほか、認められた実績があること等の要件を満たすことが必要です。

① 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有することと  
② 日本国におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と倫理の権能能を有する団体の正会員であること（日本社会福祉士会の正会員、日本医療社会福祉士会会員が該当します。）

③ 原則として認和63年社基第29号別添1に定める実務経験が5年以上、そのうち申請する分野での相談援助実務経験が2年以上あること（相談援助実務とは、  
④ 例に示する業務経験\*があること（別添レベル、組織レベルの3つのレベルについて、それぞれに「経験目標」が定められます。）  
⑤ 認められた機関での研修\*を受講していること

### \*1 例示する実務経験（個別レベル）

- 相談援助の開始にかかわる業務  
○ 理論・モデルにもとづくアセスメント  
○ アセスメントを中心とした目標設定と計画の立案  
○ サービス調整会議・ケースカンファレンス等による検討及び調整並びにコーディネーション  
○ 計画に基づく支援の実施とモニタリング  
○ 相談援助の終結にかかわる業務

## 認定社会福祉士（更新制）

- 実践経験目標  
・所属組織でのサービス管理  
・教育訓練  
・研究開発  
・社会活動

- 研修  
・共通専門研修  
・分野専門研修  
・特定領域の研究 等

## \*2 認められた機関での研修（認定社会福祉士取得に必要な科目と単位）

- 区分  
● ソーシャルワーカー系系科目群（2単位以上）  
● 連続講義・法律系科目群（2単位以上）  
● サービス管理・人材育成・経営系科目群（2単位以上）  
● 実践評価・実践研究系科目群（1単位以上）

- 取扱うとする分野（倫理分野／精神分野／児童・家族分野／医療分野／地域社会・多文化分野）から該当の科目を履修する。

- 分野専門科目

- 分野・における専門度等の範囲（1単位）

- 対象者別科目（1単位以上）

- ソーシャルワーカー機能別科目（1単位以上）

10 年以上の相談援助実務経験

## 社会福祉士

- 実践経験目標  
個別支援を中心とした業務  
研修  
・共通専門研修  
・分野専門研修  
受ける（10 単位）

- 区分  
● 分野・における専門度等の範囲（1単位以上）

- 対象者別科目（1単位以上）

- ソーシャルワーカー機能別科目（1単位以上）

## 認定社会福祉士（更新制）

- 認定社会福祉士（更新制）  
● 認定社会福祉士登録登録  
● 認定社会福祉士登録登録  
● 公益社団法人日本社会福祉士会

- 認定社会福祉士登録登録  
● 認定社会福祉士登録登録  
● 公益社団法人日本社会福祉士会



## 別添資料2

私は実践問題で働く社会福祉士です。此は社会扶助問題でスタッフと一緒に仕事を多く、私も認定社会福祉士は何かを打ちました。今までは、認定とはいう資格がチームメンバーとして何よりもやりとりするためのパスポート的な存在である。非公式的な形の認定資格を持つ認定社会福祉士です。しかし、私が実践問題で働くことによって多くの経験や知識、仲間とのつながりなどが出来てなっています。まだ道はまだこれから勉強を重ねつつあります。この経験が、何に活かしていくかになるよう頑張り、心から活動しています。

私は、より熟練した組織的実践者になりたいという思いから、認定社会福祉士を目指しました。認定社会福祉士の取扱は私のキャリアアップのひとつでもあります。認定社会福祉士制度は沿って研究すると、ジェネリックな力量とスペシフィックな力量をバランスよく發揮し、スヘルビッシュな力量を活用して、自分の実践を振り返ることができます。

私は、より熟練した組織的実践者になります。また道はまだこれから勉強を重ねつつあります。認定社会福祉士制度は沿って研究すると、ジェネリックな力量とスペシフィックな力量を活用して、自分の実践を振り返ることができます。



START  
社会福祉士国家試験合格・登録（資格取得）

## 社会福祉士養成課程 1,200 時間

### 【専門8科目】

- 社会調査の基礎
- 相談援助の基盤と専門職
- 相談援助の理論と方法
- 福祉サービスの組織と経営
- 高齢者に対する支援と介護保険制度
- 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- 就労支援サービス
- 更生保護制度



### 【共通11科目】

- 人体の構造と機能及び疾病
- 心理学理論と心理的支援
- 社会理論と社会システム
- 現代社会と福祉
- 地域福祉の理論と方法
- 福祉行政財政と福祉計画

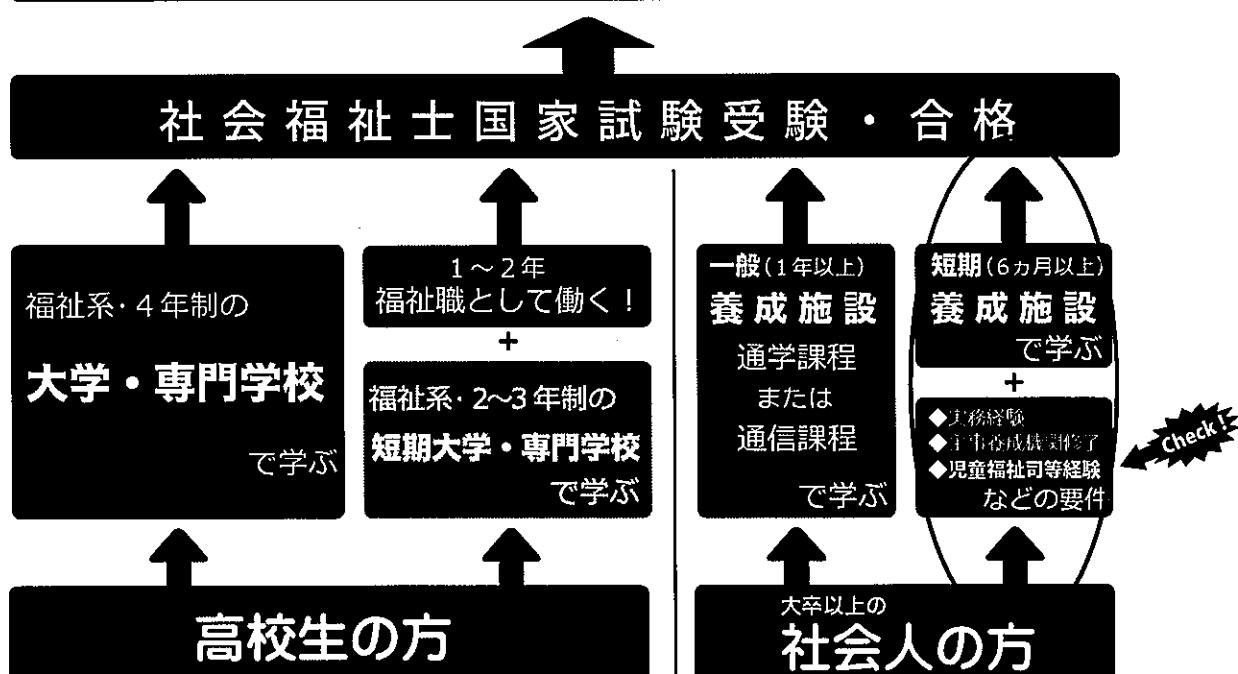
## 精神保健福祉士養成課程 1,200 時間

### 【専門6科目】

- 精神疾患とその治療
- 精神保健の課題と支援
- 精神保健福祉相談援助の基盤
- 精神保健福祉の理論と相談援助の展開
- 精神保健福祉に関する制度とサービス
- 痴障者的生活支援システム

## 2. 社会福祉士養成ルート

### 社会福祉士資格取得（登録）



## 児童福祉司の任用資格

(児童福祉法第13条)

○次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

1. 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
2. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3. 医師
4. 社会福祉士 
5. 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
6. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

